

ID: 326

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	名寄市牧場条例 第13条第2項において読み替える場合の第11条		
例規番号	平成18年条例第172号		
<p>【根拠条文】 (利用料金の減免) 第11条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市牧場条例施行規則第12条の規定による。 (減免の事由及び額) 第12条 条例第11条に規定する減免の事由及び額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 公用及び公共用の試験並びに研究等を目的に利用するときは、利用料金を免除する。 (2) 災害により緊急に必要最少期間牧場を利用するときは、利用料金を免除する。 (3) その他指定管理者が特に必要があると認めたときは、利用料金を5割減額又は免除する。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日